

事務連絡  
令和3年5月19日

各高齢者施設管理者（高松市を除く）様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

### 高齢者施設従事者等への定期的な検査の積極的な受検について

高齢者施設等における集団感染を防止するためには、無症状の感染者を早期発見することが有効であり、本県でも介護従事者を対象とした一斉検査を実施してきたところです。

今般、厚生労働省から、令和3年5月17日付け事務連絡（別添1）のとおり、高齢者施設の従事者等への定期的な検査の積極的な受検について周知がありましたので、お知らせします。

なお、本県では介護施設等の設置者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県及び高松市が施設従事者を対象に緊急実施する一斉検査への協力を要請しており、県では別添2のとおり、現在「第3回新型コロナウイルス一斉PCR検査」の申込みを受け付けております。過去に受検していない高齢者施設等においても、積極的に申し込みいただきますようお願いいたします。

別添1 高齢者施設の従事者等への定期的な検査の積極的な受検について  
（令和3年5月17日付け厚生労働省事務連絡）

別添2 第3回介護施設等従事者向け新型コロナウイルス一斉検査の実施について  
（令和3年5月17日付け香川県長寿社会対策課事務連絡）

（問い合わせ先）  
香川県健康福祉部  
長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
TEL087-832-3266